

世羅町農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 14時00分から
2. 開催場所 世羅町役場南館3階会議室2
3. 出席委員 14人(議席番号は仮)
1番 内海武博 2番 桜井陽子 3番 得納逸二 4番 日南田貴美
5番 宮丸和也 6番 作田 博 7番 上野 悟 8番 島津健治
9番 立石浩一 10番 鈴木義昭 11番 折元文則 12番 安井弘之
13番 石井裕士 14番 兼国幸秀
4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 仮議席1番 内海武博 仮議席2番 桜井陽子
6. 議事
(1)臨時議長の選出について
7. 付議事項
議案第1号 世羅町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選について
議案第2号 議席の決定について
議案第3号 世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について
8. 協議事項
(1) 市町農業委員会等の公務災害共済制度の加入について
(2) 世羅町農業委員会互助会について
(3) 農業委員会事業計画について
(4) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
9. 連絡事項
(1) 今後の日程
10. 出席農業委員会事務局職員
事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子
11. 委員・事務局職員以外の出席者 世羅町長 奥田正和
12. 傍聴者 なし

(開会)

(13時48分)

事務局 はい、ただ今から世羅町農業委員会臨時総会を開会いたします。開会中につきましては、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

私は、農業委員会事務局農地係係長の城西です。

臨時議長が選出されるまでの間、本日の総会を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の臨時総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定によりまして、委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会となります。そのため、町長が招集することになっております。それでは開会にあたりまして、世羅町長奥田正和がご挨拶を申し上げます。

(町長あいさつ)

奥田町長 (町長あいさつ：省略)

(委員及び事務局の紹介)

事務局 ありがとうございます。続いて、委員の紹介に入らせていただきます。恐れ入りますが、仮議席の1番内海委員さんから順次、自己紹介をお願いいたします。

(以下、仮議席1番から14名順次自己紹介)

事務局 はい、ありがとうございます。続きまして事務局職員の紹介をいたします。
(垣内事務局長・城西係長・鶴田主査順次自己紹介続いて議事録作成担当西川が自己紹介)

次に本日出席しておりませんが、世羅西支所の掛主査が世羅西支所管内の農地法関係の申請受理の担当をしております。

(臨時議長の選出)

事務局 それでは、議案集の1ページ目を開いていただきまして、臨時議長の選出についてお諮りさせていただきたいと思います。

会長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定に準じて、最年長の委員であります、仮議席番号14番の兼国委員さんをお願いさせていただいたらと思いますがどうでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 異議なしということで臨時議長の方が決まりました。兼国委員さんよろしくお願いいいたします。

臨時議長 それでは、最年長ということで、仮議長を務めさせていただきます兼国です。会長が決定するまでの間、臨時の議長を務めさせていただきます。皆様のご協力により職務を果たしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長 それでは、議事を進行いたします。会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員は14名です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達していますので、総会は成立いたします。

臨時議長 次に世羅町農業委員会規則第16号の規定により、議事録を制作することとなっております。

議事録署名者に、仮議席1番内海委員と仮議席2番桜井委員を指名します。なお、発言者は、挙手をして番号と名前を述べて、議長の指名により、発言をして下さい。また、採決においても「賛成の場合は挙手」をお願いします。

(議案第1号)

臨時議長 それでは、議案第1号「世羅町農業委員会会長及び会長職務代理者の互選について」を議題といたします。

会長及び会長職務代理者の選任については、世羅町農業委員会規則第4条第1項の規定により、委員が互選となっております。互選のやり方は投票となっておりますが、委員中に異議のないときは、指名推薦の方法によることができます。いかがいたしましょうか。

臨時議長 はい、仮議席5番

仮 5 番 はい、仮議席 5 番宮丸です。指名推薦の方法でお願いします。
臨時議長 はい、5 番の委員の方から、推薦の方法の意見がございましたが、ご異議ございせんか。
臨時議長 どうでしょうか。

(異議なしの声)

臨時議長 はい、ありがとうございます。それではですね、異議がないということでございましたので、採決を行います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

臨時議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。全員賛成により、指名推薦といたします。指名推薦の具体的なやり方はどの様にしましょうか。

臨時議長 皆さんご意見があればお示しください。

臨時議長 はい。

仮 3 番 はい、仮議席 3 番得納です。旧町ごとに一人ずつ会長及び会長職務代理者候補を選出し、選出後、3 人で話し合っ、会長・会長職務代理者を決めてはどうでしょうか。

臨時議長 ありがとうございます。他に皆さんご意見ありませんか。

臨時議長 仮議席 3 番委員の方から、旧町ごとに一人ずつ会長及び会長職務代理者候補を選出し、選出後、3 人で話し合っ、決めていただくという意見がありました。よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長 ありがとうございます。賛成全員でございます。

臨時議長 賛成全員により、旧町ごとに一人ずつ会長及び会長職務代理者候補を選出し、選出後、3 人で話し合っ、会長・会長職務代理者を決めていただきます。

それでは、旧町ごとに集まってください。選出者が決まりましたら、別室で会長・会長職務代理者を決定してください。その間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

(14 時 06 分)

(別室にて 3 名の会長及び会長職務代理者候補協議)

(再開)

(14 時 11 分)

臨時議長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

3 人を代表して、どなたか報告をお願いします。

仮 6 番 はい。

臨時議長 はい、よろしくお願いします。

仮 6 番 はい、仮 6 番の作田です。発表します。内海武博さんを会長として選考しました。折元文則さんと私、作田博を会長職務代理者として選考しました。以上です。

臨時議長 それでは只今の報告を受けて、お諮りいたします。会長に内海さんを選任し、会長職務代理者に、折元さんと作田さんを選任することに異議はありませんか。

(異議なしの声)

臨時議長 はい、ありがとうございます。それでは、賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長 はい、ありがとうございます。賛成全員により、会長は内海さんに決定しました。会長職務代理者に折元さんと作田さんに決定しました。

会長が決まりましたので、ここで、議長を内海新会長と交代いたします。

以上皆様のご協力により、臨時議長の役目を果たすことが出来ました。ありがとうございます。

事務局 では、先ほど、新しい会長及び会長職務代理者の方の就任が決まりましたので、まずは就任の方のご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会長 (あいさつ：省略)

事務局 ありがとうございます。なお、ここで、奥田町長におかれましては、次の公務がございますので、ここで中座することをご了承ください。

(奥田町長退席)

事務局 はい、それでは、この後の進行は会長の方でお願いします。

(会長より会長職務代理者からのあいさつを要請)

仮6番 (あいさつ：省略)

仮11番 (あいさつ：省略)

会長 それでは、議案第1号により、会長が決まりましたので、ここからは、世羅町農業委員会会議規則第7条により、会長が議長となり議事を進めさせていただきます。

(議案第2号)

議長 それでは、議案第2号「議席の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案第2号「議席の決定について」説明させていただきます。方法はくじ引きで行いますが、会長、会長職務代理者の議席は、会議の進行上、会長が1番、会長職務代理者は2番、3番となることをご了承ください。

それから、従来は1回目に、くじを引く順番を決め、2回目で議席番号を決めていましたが、異議がなければ、くじを引く順番を省略し、すぐに仮議席番号1番委員さんから、順次くじを引くようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 それでは、今からくじを引いていただきます。

(事務局が会長及び会長職務代理者を除く、仮議席番号の若い人から順次くじを引いてもらい、結果を記録)

議長 はい、議席番号が決まったようなので、事務局より、報告をお願いします。

事務局

はい、失礼いたします。それでは先ほど、くじを引いていただきましたので、議席の番号をお伝えさせていただきます。

議席番号 1 番は内海武博さん、仮議席番号 2 番の桜井陽子さんは 11 番、仮議席番号 3 番の得納逸二さんは 12 番、仮議席番号 4 番日南田貴美さんは 4 番、仮議席番号 5 番の宮丸和也さんは 5 番、仮議席番号 6 番作田博さんは 2 番、仮議席番号 7 番の上野悟さんは 10 番、仮議席番号 8 番の島津健治さんは 9 番、仮議席番号 9 番の立石浩一さんは 13 番、仮議席番号 10 番の鈴木義昭さんは 7 番、仮議席番号 11 番の折元文則さんは 3 番、仮議席番号 12 番の安井弘之さんは 6 番、仮議席番号 13 番の石井裕士さんは 8 番、仮議席番号 14 番の兼国幸秀さんは 14 番となっております。

議長

はい、それでは決まった議席に席替えをお願いします。暫時休憩といたします。5 分程度。

(暫時休憩)

(14 時 25 分)

(再開)

(14 時 28 分)

議長

会議を再開いたします。

(議案第 3 号)

議長

議案第 3 号「世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは議案集の 2 ページをご覧ください。議案第 3 号「世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。こちらにつきましては、農業委員の任期満了と同様でございます。7 月 19 日までの任期となっております。その関係で今年の 4 月に募集等行いまして、申し込み及び推薦、応募及び推薦でされた方の一覧でございます。受付順に 1 番から 31 番それで、各地区 1 名ずつ、1 名の地区を指定させていただいておりますので、その方のお名前、性別、年齢、職業等の申し込みをされた状況を、記入の方を 2 ページ目にさせていただいております。また 3 ページ目につきましては、先程話をさせていただきましたように、地区ごとの地区名と定数の人数、及びその地区内の区域の農地面積、ということで記入の方、させていただいております。どの委員につきましても、事務局と会長等でお話をさせていただく中で、推進委員として、適正であるという判断をさせていただいている次第でございます。説明につきましては、以上です。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、ないようですので、採決に移ります。議案第 3 号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。賛成全員により、原案どおり承認します。なお、委嘱状の交付式は 8 月 1 日(火)の午前に行う予定です。

議長

本日の議事は全て終了しました。

(協議事項)

議長

それでは、引き続き協議事項に移りたいと思います。

議長

協議事項(1)「市町農業委員会等の公務災害共済制度の加入について」、
(2)「世羅町農業委員会互助会について」(3)「農業委員会事業計画について」(4)「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を事務局より説明を求めます。

事務局

はい、それでは、議案集 4 ページ目をご覧ください。協議事項(1)「農業委員・農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度について」の関係でございます。こちらにつきましては、農業委員会・農地利用最適化推進委員の、就業中における傷害のみの補償特約付帯普通傷害保険となっております。町費の方で補償内容のA型、ですから死亡の場合だと540万円、後遺障害が21万6千円から540万円というところの保険料が1000円の方を1口単位で加入させていただきたいと思っております。こちらの方、加入年度は10月1日からの1年間という事になりますが、委員の改選に伴うということで、引き続き補償の権利が、9月30日まで継続されて、新たに10月1日から、新委員の名前で登録をさせていただくという形になります。詳細につきましては資料5ページ目の、公務についてとか、必要な書類とかご覧いただきまして、保険金の支払い事例につきましては6ページ目、保険金の内容等については7ページ目のところへ掲載しております。何かございましたら、まずは、農業委員会事務局の方へご連絡していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて協議事項(2)「世羅町農業委員会互助会について」でございます。世羅町農業委員会につきましては、互助会の規定を整備させていただいております。こちらにつきましては、名称及び構成員は、世羅町農業委員互助会で、町の農業委員、農地利用最適化推進委員を以って構成していただくようとなっております。事務所は農業委員会事務局に置くようになります。この目的ですが、会員相互の親睦を図るとともに、会員及びその家族の慶弔見舞金に関する事項について定めさせていただいております。慶弔金額につきましてはこちらに表記させていただいております通りでございます。こちらの会費は、毎月、皆様にお支払いさせていただきます報酬の方から月額2,000円を引かせていただきまして、積み立てという様な形で徴収の方をさせていただきます。具体的に言いますと、農業委員会の関係とか、最適化推進委員さんの会員さん及び配偶者の方が亡くなられた場合とか、入院された時に限しては、こちらの互助会の方から、個々ではするのではなくて全体として、農業委員会として、お見舞い等させていただくような形となります。また、こちらで積み立てていただいたものに関しましては、親睦会等、例えば年末等の忘年会の時にそういったものを崩させていただきながら、活用させていただきたいと考えております。以上が協議事項(2)です。続いて協議事項(3)ですが、「令和5年度世羅町農業委員会事業計画(案)」でございます。こちらは9ページをご覧ください。8月からの予定の所を一部修正させて

いただいて挙げさせていただいております。具体的に言いますと8月1日に先ほど会長からもありましたように、最適化推進委員さんの委嘱式をさせていただく予定と、合わせて研修会とか農地パトロールの説明会を予定しております。毎月、農業委員会の総会は25日を予定しておりますので、その予定の日付を入れさせていただいております。会場につきましては、南館の3階のこちらになります。また、総会予定日の1週間前には総会資料等を各委員さんに送らせていただきますので、その資料を持って来ていただけたらと思います。また、農業相談でございますが、毎月第一水曜日に各自治センターを回っており、各委員さんの方に来ていただいております。近くで言いますと、8月2日に、中央自治センターで、兼国委員さんと桜井委員さん、9月6日に西大田自治センターで、立石委員さんと作田委員さん、10月4日の津名自治センターで日南田委員さんと折元委員さん、11月1日に大田自治センターで鈴木委員さんと上野委員さん、12月6日に大見自治センターで石井委員さんと得納委員さん、1月10日に伊尾自治センターで桜井委員さんと兼国委員さん、2月7日に東自治センターで宮丸委員さんと得納委員さん、3月6日に黒川自治センターで島津委員さんと安井委員さんに出席していただいて、農業相談を行っていただく予定とさせていただいております。また、その右側ですが、農業委員会の役員会を、毎月10日を基準に開催をさせていただく予定としておりますので、合わせて協議事項に挙げさせていただいております。

続いて10ページ目をご覧ください。協議事項(4)の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」でございます。これにつきましては、毎年1回、農業委員会の中で「申し合わせの決議」を行うように全国農業会議所等の方から指導等がありましたので、毎年挙げさせていただいているものでございます。内容につきましては、農業委員、最適化推進委員が、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、最適化をする責任を持っておりますので、そういったところを改めて確認して、行っていくということの申し合わせの決議でございます。こちらにつきましては、総会の資料と同封させていただいたところであります「信頼される農業委員会であるために」ということで、「コンプライアンス(法令等遵守)を徹底しよう」というチラシとかを同封させていただいておりますが、この中に、法令違反のリスクとか、個人情報の関係とか、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントみたいな所と選挙運動の注意点等記載させていただいておりますので確認の方お願いいたします。また、協議事項(4)の資料2といたしまして、選挙運動の関係につきまして資料を同封させていただいております。これは、農業委員と最適化推進委員は、特別職の公務員ということになりますので、選挙運動に関することにつきまして、一部制限の方が掛かる場合がございますので、選挙運動をされる場合にも、こういったところがあるをご確認いただきながら活動していただきたいと思います。先ほどの協議事項(3)の関連で2023年度のカレンダーも同封

させていただいておりますので、いついつが総会というのは確認していただけると思いますので、また、ご確認の方お願いいたします。事務局からは以上です。

議長 はい、ただ今、事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 私の方から説明をしてほしいということをお願いしてみます。公務災害補償制度の所で、新委員さんについては、もうすでに、7月からということで補償されるんですか。

事務局 はい、適用されます。基本的に変更の届け出をさせていただいておりますので、適用されます。

議長 はい、そういうことですね。後は、互助会で使った費用、こういった物があるというのをご披露してほしい。

事務局 はい、互助会の費用につきましては、慶弔費として支出させていただいたもの、昨今でいいますと慶弔費で、会員さんもしくは配偶者や同居親族の方が死亡された時に、こちらの互助会の方から出させていただいて対応させていただいたものと、親睦会というかそういった関係で支出させていただいているものと、あとは視察研修等検討されて、そちらの方に今の積み立てた互助会の経費を当てさせていただいております。主な内容につきましては以上です。

議長 ということで分かりましたか。

議長 他には何か質問、ありませんか。

議長 大丈夫ですか。はい。

議長 はい、それでは事務局の説明が終わりましたので、賛成の方の挙手をお願いします。

議長 はい、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成いただきました。

議長 続いて事務局より、連絡事項があります。事務局どうぞ。

事務局 連絡事項「今後の日程」連絡。

8月1日は、農業委員さんは農地利用最適化推進委員の委嘱式終了後、地区別研修会よりご参加いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。日程につきましては以上です。

事務局 その他といたしまして、資料等を一緒に送らせてもらいました、配布資料ということで、「委員報酬の支払い事務について」でございますが、これは、登録された口座の方に、毎月20日に振り込みをさせていただく予定です。また、報酬の支払い明細書につきましては、毎回議案送付時に同封の方、させていただきますので明細書をお受け取り下さい。また、報酬支払にあたっての源泉徴収等の事務は、総務課において行います。控除金額につきましては、先ほどいろいろお話をさせていただいております、互助会費と源泉税額となります。また、出張旅費や費用弁償等の支払いにつきましては、届出口座の方

へ振り込みをさせていただきます。

続いて、農地法に係る申請手続き、現地確認についてでございますが、こちらにつきましては、申請者から許可申請書の方が、月末までに事務局の方へ提出されます。それに基づきまして書類審査、現地調査を行った後、役員会で協議を行いまして、役員会協議と現地確認委員、農地利用最適化推進委員3名へ調査の方を依頼いたします。その後、事務局で議案を作成して、総会の約7日前に農業委員の方へ議案の方送付及び現地確認委員の代表の方へ出席の依頼させていただきます。また、総会当日におきましては、現地確認委員の代表者の方から調査結果を報告していただきます。先ほどと重複しますが、許可申請の締め切りは、毎月、月末です。事務局から現地確認の依頼する際の送付書類といたしまして、委員さんには議案の写し、位置図、公図、配置図、断面図、被害防除措置計画書等を合わせて送付の方をさせていただきます。

続いて、世羅町農業委員会会議規則、世羅町農業委員会規則、世羅町農業委員会会長専決規程というものを同封させていただいておりますので、また、これは、会議の招集とかですね、会議の通知、参集といった物、あとは、委員会の規則等、定めさせていただいているものでございますので、また、お時間のある時に一通り目を通していただけたらと思います。こういったものに基づいて、農業委員会での議決等が行われているということでございます。

続いて、新たに委員さんになっていただいた方には、活動記録簿と農業委員会手帳の方を、一緒におかせさせていただいております。活動記録簿につきましては、毎月、目標6日以上ということで設定させていただいておりますので、活動された事項につきましては、記入していただきまして、翌月の総会までに前月分を提出していただけたらと思います。その中に、これは、全委員さんですが、農業委員会の活動記録簿記入例というのを入れさせていただいておりますので、記入方法につきましては、こちらの中身を見ていただきまして記入をしていただけたらと思います。また、記入について不明なことがございましたら、事務局の方へご連絡をしていただけたらと思いますので、お願いいたします。また、資料の中で「農業委員会はこんな活動をしています」という様なところで、農業委員会の活動チラシ、「農業経営基盤強化促進法」、農業委員会と関連する法律が変わっておりますもので、そういったチラシを同封させていただいております。また、農業委員、推進委員活動マニュアル、少しごつい冊子にはなりますが、そういったものも同封させていただいておりますので、新たに委員になられた方含めまして、継続して委員をしていただく方につきましても、内容等を一読していただきまして、農業委員の活動に取り組んでいただけたらと思います。今回、農業委員の帽子につきましては、皆さんに新しいものを配布させていただきますので、持って帰っていただけたらと思います。活動する際には帽子をかぶっていただいて「やってるよ」というところをPRを兼ねてお願いいたします。早口で申し訳なかったんですが事務局からは以上です。

議長 今の帽子についてはですね、よその農地を見に回る訳ですから、「誰か」ということがはっきり分かるように、かぶっていただくということになるかと思います。それから、もう少し言っていたきたいのが 8 月 1 日に、農業委員は何時にここへ来ればいいですか。

事務局 10 時半に予定させていただいております。

議長 10 時半からということですから、10 時半までにここへ来ていただく、役員については、委嘱式までということなので、9 時には、こちらで行いたいと思います。

事務局 明日にはなりますが、そうした研修会のご案内の文書は送付させていただきますので確認の方お願いいたします。

議長 中々読めない。

議長 10 時半からの内容についていってもらえますか。

事務局 10 時半からの内容につきましては、広島県の就農支援課の担当の方より、町長からも会長からもありました通り、地域計画の関係につきまして、ご説明をしていただきたいと思います。その後、各旧町単位に分かれていただきまして、新しい委員さんもおられますので、顔みせ等、自己紹介等も含めて、そういった話をしていただけたらと考えております。続いて昼からは例年、世羅町の場合ですと 6 月ぐらいから実施していただいておりますが、農地パトロール、利用状況調査の関係で、今年度からタブレットを活用したやり方を説明等させていただきまして、こちらの方も農業会議の方から、タブレットの関係のやり方等について説明していただく予定になっております。端末の方はその時に農業委員さん、最適化推進委員さんそれぞれに 1 台ずつ、お配りさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 今ので、ざっと分かりましたか。

議長 大丈夫ですかね。

10 番 すみません。10 時半から昼までが、地域計画について、農業委員だけで

議長 全て 45 名。

10 番 45 名この部屋に入るのか。

議長 この部屋の予定です。

10 番 昼からも全員タブレットをこの間は分けてやったが、いっぺんにやるのか。

事務局 はい、日付を分けるかとか、色々思ったんですけど、中々お忙しい中、パトロールはやらないと間に合わないというところもありまして。

10 番 タブレットは一年生みたいなもんです。

事務局 タブレットの関係につきましては、またご連絡と言うかですね、相談をしていただければ、事務局でもちょっと手探りのような状態のところもありますので。

10 番 8 月 1 日にタブレットを、また番号つけて、暗証番号なんかもその日にもらえるのか。

事務局 はい、そうですね。基本的には番号は変わらないですね。上野さんだった

ら4番だったところが、今度は10番になるということですね。タブレットの番号が。はい。

10番 返したのにその日にもらえるのか。

事務局 そうです。はい、それを整備して名前変えたりとかしたものでお渡しする予定です。

議長 今回、今回というか、正式に使い始めるということになったら、パトロールもこれです。それから、活動記録簿も打ち込める様になる、それから地域計画の意向調査、そういうことも打ち込めるようになるということなのですが、全てタブレットで出来るようなことになって行く。

10番 8月からか。

議長 おそらく、そのくらいな予定から、使える、使えないは別として。

10番 紙書いて出さんでも、タブレットで？

議長 出来たら。

事務局 地域計画の関係と、その活動記録簿については、違う設定をさせてもらわないと、説明がその間では出来ないと思いますので使えるようにしたものでお渡しはするんですが。

議長 タブレットで近々のというのは、農地パトロールですか、それから始めて行くということです。

10番 私等、農業委員は農地パトロールはしますよ。しますけどタブレットで報告することは無いんですね。

議長 まずは推進委員さんのタブレットへということになるかと思います。それは。タブレット自体は出来る様になってる。

議長 はい。はいどうぞ。

5番 5番宮丸です。農地パトロールの、この8月1日を農地利用状況調査の開始時期と言うのは、この8月1日を受けたら、もう活動しても良いのかどうかと言うのが1点、2点目、もう1点、この農地パトロールのタブレット端末へ打ち込む情報と言うのは、最適化推進委員さんが打ち込んだり、例えば、地域で言えば、二人で一緒に見て回ったら、どちらかが打ち込んだものは、もう、そのまま農業委員会事務局で見れるようになるから、どう言いますか、二人で相談して合致したものを打ち込まないと、いけないという意味ですね。すみません。分かりにくいかもしれません。

議長 同じ農地で、二人の意見が違っていたんではまずいという事、そう言ういい方ですね。それは、まずいですね。

事務局 はい、1点目の質問でございますが、8月1日から、持って帰っていただいたら大丈夫だと思います。入力の関係なんですが、基本的には最適化推進委員のタブレットで入力して、ご回答していただければ、良いかなと思うんですけど、農業委員の方でも設定はさせていただくんですが、範囲が、例えば宮丸委員さんのとこだと多分、津口だけにするのか、世羅全体にするのか、そこら辺がまた、調整が必要になってくる部分があるのが一つと、やはり、最適化推進委員は、地区ごとに分けさせていただいているので、そちらの方

で入力して、お返して頂ければ一番かと。それぞれでも出来ないことはないんですけど、事務局でどちらかを判断する形になってきてしまうので、最初の報告にするのか、2 番目にするのがよいのかというような事も再度確認する必要が出てくると思いますので、出来れば、一度でやっていただいて、違っていても同じ方が登録されるのであれば変わったというのが分かるんですけど、違う委員さん同士だと、どうしても確認するのに時間がかかると思いますので、そこは最適化推進委員さんのタブレット端末で入力の方、お願いしたいと思います。

5 番 はい、良く分かりました。

議長 あとは、パトロールについて、見てほしいとかいう入力を、25・26で行うという事でいいんですか？

事務局 いいえ、25・26は多分設定だけです。1日の時に入力の方を。

議長 それでは、もう一つ私の方から、今回農業新聞について、全国農業新聞についてですね、皆さん必須というようなお願いをしております。事務局あてに全員の資料というか、購読の申し込みが出たんでしょうか。

事務局 まだです。

議長 まだ何人か出ていない方がおられるという事で、まだ出していない方はもう、今日、自分で分かれると思いますんで、これは必須という形で決めさせていただきます。ぜひ、購読をしていただくように手続きを早急にお願ひしたいという事でございます。

私の方からは、以上です。

議長 他に何か質問、何でも聞いてください。

議長 はい、5 番委員さん。

5 番 はい、すみません。5 番宮丸です。地域の方から、ここはうちの畑だと思うんだけど、確認をしてほしいという依頼がありました。こういう場合にはタブレットで確認が出来た場合は、そのまま話をしてもいいんですか。それとも農業委員会事務局へ必ず行ってもらって確認してもらう方が良いでしょうか。

事務局 ご自身の農地かどうかという事の確認ですかね。であれば、ご本人の農地だったら、「そうです。」と答えていただけたら良いと思います。そうでなかったら「違いますよ。」「じゃあ、誰ですか。」となった時には、例えば農業委員会なり税務課なりの方で確認してください。という話になると思います。基本的には、タブレットの中で農地情報というのがございますが、それを押してもらったら、農地の所有者とか面積とか、地目とか出る様になっておりますので、それで確認していただけたらと思います。

5 番 はい、分かりました。それを見ても、自分で判断してここはあなたの農地です。と言ってあげることは出来るという事です。

事務局 はい。

5 番 ただ、人の農地だったら個人情報になるので、言えないので農業委員会事務局で聞いてくださいということですよ。分かりました。

事務局 そういうのを見ていただいて、例えば、草刈が済んでないよというところは、逆に委員さんの方から人も分かるので、管理どうなってるのという様な話、最適化委員さんのも含めてなんですが、そういう話を事前にしていただけると非常に助かるなと思います。

議長 はい、他には？この際何でも聞いてください。

議長 はい、7番

7番 はい、7番鈴木です。活動記録簿は、8月からですか？今日から付けて良いんよね。

事務局 継続の方については7月1日から付けていただいても大丈夫です。新規の方については今日から、例えば、今日も臨時総会という事で活動記録簿には記入をしていただきたいと思いますし、その他、今日来る途中でも農地を見たよという方は、農地現地確認という様なところで整理をしていただけたらと思います。

7番 一度、7月分は途中から出してもいいのか。

事務局 今日以降もあれば出してください。

7番 これ以降もしあれば、出さないといけないのか。

事務局 はい。

議長 是非あるようにしてください。

事務局 今日は、あると思うんですが。

議長 ちなみに、今日の臨時総会は、何の何というふうに説明を聞いてください。

事務局 すみません。例えば、今日の臨時総会につきましては、活動記録簿の記入例の中の1ページ目のですね。右下の2番の毎月の総会へ出席した場合の記入例、ここへ項目で行きますと1-①になるんですけど、そこへ、令和5年世羅町農業委員会臨時総会という様な形になります。基本的に、この赤色が付いていない所というのは、活動していただいても農地利用最適化の活動にはなりませんので、ここで赤い字で記載させていただいているところを、主に書いていただければ、これが活動の記録として加算されるんです。

議長 初めての方は、分かれられないと思うんですけど、この赤で書いてある項目を、月に6回というのが、目標です。これを皆でクリアしていく、これをクリアできないと、翌年度の補助金の額が減ります。という事は、皆さんがもらえる金額も減ってくる。そういう事に繋がる。という事で、6回という、この赤で書いてあるような項目を「月に6つ」ぜひ、お願いしたいと思います。

議長 よろしいですか。

事務局 本日、写真撮影させていただいたものにつきましては、来月の総会の方へ、農業委員さんが決まりましたという事で、広報に、掲載させていただきたいと思います。また、身分証明書につきましては、期限を過ぎて申し訳ないんですけど、8月1日の最適化推進委員さんの写真がそろってから、作成させていただいて、皆様方にですね、早いうちにお配りの方、させていただけたらと思います。後ですね、引き続き委員をしていただいた方につきましては、

今までの互助会の清算をさせていただきますので、帰る時に事務局の方に寄っていただけたらと思います。

議長 はい、4 番委員さん。

4 番 日南田なんですけど、今持っている証明書は返すんですか。

議長 返してください。

4 番 わかりました。

議長 他には？はい、5 番委員。

5 番 度々すみません。5 番宮丸です。あの、沢山の個人情報をいただいているんですが、総会要綱については、もうかなり古くなったもの、例えば、2 年前のものとかは、事務局へ持ってくればシュレッダー処理をしていただけると聞いておりますが、よろしいですか。

事務局 はい、総会資料と不要になった個人情報につきまして、過ぎたものにつきましては事務局の方へご持参していただければ、処分の方はさせていただきます。

事務局 新しく委員になられた方には、不安なところもあると思いますので、分からない事があれば事務局の方へご相談していただけたら、一緒に対応していきたいと思いますので、地域の委員さんへご相談していただいても結構だと思いますのでよろしくお願いします。

議長 各地域で会長・副会長いますので、連絡先が分かるようにしておりますから、電話をしていただければ。

議長 これでよろしいですか。

議長 それではこれを持ちまして、本日の農業委員会臨時総会を閉会いたします。役員はこれから役員会をしますのでお願いします。本日はご苦勞様でございました。

(閉会 15 時 14 分)

会議の内容を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議事録署名者

会 長 _____ (印)

仮 1 番委員 _____ (印)

仮 2 番委員 _____ (印)

